

競争的対話の結果（共有認識事項・質問回答等）

No	参加者	市
1	議題：10年間の長期契約における物価変動リスクの適正な分担とスライド条項の運用について 内容： 1. 関連する募集要項・要求水準書の条項 募集要項1.9「委託期間（10年間）」 要求水準書（処理場編）第66条「著しく賃金又は物価が変動した場合」 同要求水準書 第11章 5「電力量料金単価基準・労務単価基準」 2. 長期契約特有のリスク累積 本業務は令和9年度から10年間にわたる長期委託です。単年度契約であれば、毎年の更新時にその時点の市場実勢価格（ユーティリティや薬品単価）を基準単価として再設定できますが、本業務では令和8年時点の基準単価が10年間のベースとなります。 3. 「15%の壁」による潜在的損失 第66条第3項の規定では、電気料金単価が15%を超えて変動しない限り契約金額の変更は認められません。しかし、例えば「15%の価格上昇」が10年間継続した場合、単年度契約であれば翌年には新単価で契約されますが、本業務では15%を超えない限り、受託者がその上昇分を10年間全額負担し続けることになります。 4. 試算に基づく懸念 前述の通り、電気料金が15%上昇したまま推移した場合、10年間で約7,000万円もの累積赤字が発生する試算となります。これは「受託者の創意工夫」で吸収できる範囲を超えており、安定的な事業運営を脅かす重大なリスクであると認識しています。 5. 確認・相談事項 (1) 長期累積リスクへの救済措置 単年度では「15%」の閾値を超えない緩やかな物価上昇であっても、10年間の累積で多額の損失が生じる場合、第66条第10項の「予想することのできない特別の事情（急激なインフレーション等）」に該当すると判断し、協議の場を設けていただける余地はあるでしょうか。 (2) スライド発動条件の緩和案 長期契約の特性を鑑み、例えば「3年ごとに基準単価を見直す」といった定期的なスライド協議、あるいは15%という高	内容： 5. 確認・相談事項 「(1) 長期累積リスクへの救済措置」について 今回例を挙げている事象は、あらかじめ「想定可能（予測可能）」な範囲であると考えられます。したがって、このようなケースにおいては、受託者側で十分なリスク管理を講じていただきますようお願いいたします。 また、「業務委託料が著しく不相当と認められる」具体的な例をあらかじめ特定することは困難ですが、ロシアのウクライナ侵攻等を背景にした燃料価格の高騰など、社会情勢の急変がある場合には、基本的には1000分の15が目安となります。ただし、そうした社会的背景を踏まえて業務委託料の変更を行うことが妥当であるか否かについては、個別に判断する必要があります。 以上のことから、記載の例では、「予想することのできない特別の事情による急激なインフレーション又はデフレーション」とは考えられないため、要求水準書（処理場編）第66条第10項の対象となりません。 「(2) スライド発動条件の緩和案」について 宮崎水資源再生センターの維持管理業務に係る要求水準書（処理場編）については、以下を踏まえて、原文のとおりとします。 ・ 当該業務が性能発注方式であり、受託者自らの裁量でユーティリティの単価等を決定することが可能であること。 ・ 業務委託料の範囲内でリスク管理を徹底し効率化を図り、運営・維持管理の一層の向上を目的としていること。 ・ ユーティリティ費も業務委託料であり、業務全体を通して、インセンティブとなるよう、業務委託料の清算方式を採用していないこと。

	い閾値を引き下げるなどの、リスクを分担する仕組みを検討いただくことは可能でしょうか。	・ ユーティリティについては、原則として、契約変更の対象外としているが、労務費、電力量料金については、単価が公表されており、標準的な取扱いが可能であることから、契約変更の対象としていること。 ・ 単価基準については、特別な事由がある場合を除いて、毎年度の4月における単価が変動し、当初契約の締結日あるいは変更契約の基準日から12月を経過した後、変更の請求が可能であること。 ・ 業務別委託料に係る15/1000、あるいは電力量料金単価に係る15/100の閾値については、増額あるいは減額を決定するための基準であり、市及び受託者、それぞれのリスク範囲としていること。 ・ 特別な事由により、業務別委託料が著しく不適當となった場合は、協議の上、業務委託料の変更が可能であること。 ・ 宮崎水資源再生センター以外の水資源再生センターの維持管理業務との整合性も考慮する必要があること。 ・ 価格提案時に不適當な各種単価が用いられ、市が支払う業務委託料が高騰する懸念があること。
--	---	---

2	議題：不可抗力リスク（被災時対応）について <table border="1"> <tr> <td data-bbox="258 206 849 1039"> 内容： 天災等の不可抗力に起因する災害発生時の対応と費用負担について確認いたします。 要求水準書（処理場編）66ページに記載のリスク分担表において、天災による不可抗力リスクの受託者負担が「△（天災）」とされていますが、具体的にどの部分（対応内容や費用）を受託者が負担する想定なのか明確にしておきたく存じます。被災時の初期対応（一次対応及び二次被害防止）には最大限努めますが、その際に生じる通常業務の範囲を超える費用（応援要員の人件費、時間外手当、仮設資機材費等）については、事後的に別途協議の上、貴市にご負担いただける（業務委託料の変更対象となる）という認識でよろしいでしょうか。 </td><td data-bbox="855 206 1412 1039"> 内容： 宮崎水資源再生センターの維持管理業務では、災害時及び緊急時の一次対応、二次被害防止並びに適切な対応体制の構築を要求しており、業務範囲です。 災害等が発生した場合は、市、受託者及び関係者が連携して対応にあたりますが、被害規模や対応期間を含めて、その内容が複雑化すると考えられ、業務範囲を超えるか否かを特定することは困難です。そのため、有事の際は協議により決定し契約を変更することとします。 なお、大規模な災害により施設が著しい被害を受けた場合は、日本下水道協会が定める「下水道事業における災害支援に関するルール」や、日本下水道施設管理業協会との「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」、その他の関連企業や団体との支援協定に基づく対応となるため、本業務委託とは別扱いとなります。 </td></tr> </table>	内容： 天災等の不可抗力に起因する災害発生時の対応と費用負担について確認いたします。 要求水準書（処理場編）66ページに記載のリスク分担表において、天災による不可抗力リスクの受託者負担が「△（天災）」とされていますが、具体的にどの部分（対応内容や費用）を受託者が負担する想定なのか明確にしておきたく存じます。被災時の初期対応（一次対応及び二次被害防止）には最大限努めますが、その際に生じる通常業務の範囲を超える費用（応援要員の人件費、時間外手当、仮設資機材費等）については、事後的に別途協議の上、貴市にご負担いただける（業務委託料の変更対象となる）という認識でよろしいでしょうか。	内容： 宮崎水資源再生センターの維持管理業務では、災害時及び緊急時の一次対応、二次被害防止並びに適切な対応体制の構築を要求しており、業務範囲です。 災害等が発生した場合は、市、受託者及び関係者が連携して対応にあたりますが、被害規模や対応期間を含めて、その内容が複雑化すると考えられ、業務範囲を超えるか否かを特定することは困難です。そのため、有事の際は協議により決定し契約を変更することとします。 なお、大規模な災害により施設が著しい被害を受けた場合は、日本下水道協会が定める「下水道事業における災害支援に関するルール」や、日本下水道施設管理業協会との「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」、その他の関連企業や団体との支援協定に基づく対応となるため、本業務委託とは別扱いとなります。
内容： 天災等の不可抗力に起因する災害発生時の対応と費用負担について確認いたします。 要求水準書（処理場編）66ページに記載のリスク分担表において、天災による不可抗力リスクの受託者負担が「△（天災）」とされていますが、具体的にどの部分（対応内容や費用）を受託者が負担する想定なのか明確にしておきたく存じます。被災時の初期対応（一次対応及び二次被害防止）には最大限努めますが、その際に生じる通常業務の範囲を超える費用（応援要員の人件費、時間外手当、仮設資機材費等）については、事後的に別途協議の上、貴市にご負担いただける（業務委託料の変更対象となる）という認識でよろしいでしょうか。	内容： 宮崎水資源再生センターの維持管理業務では、災害時及び緊急時の一次対応、二次被害防止並びに適切な対応体制の構築を要求しており、業務範囲です。 災害等が発生した場合は、市、受託者及び関係者が連携して対応にあたりますが、被害規模や対応期間を含めて、その内容が複雑化すると考えられ、業務範囲を超えるか否かを特定することは困難です。そのため、有事の際は協議により決定し契約を変更することとします。 なお、大規模な災害により施設が著しい被害を受けた場合は、日本下水道協会が定める「下水道事業における災害支援に関するルール」や、日本下水道施設管理業協会との「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」、その他の関連企業や団体との支援協定に基づく対応となるため、本業務委託とは別扱いとなります。		
3	議題：放流水質・脱水汚泥性状に影響する更新工事について <table border="1"> <tr> <td data-bbox="258 1104 849 2063"> 内容： 要求水準書（処理場編）第71条（増設時及び改築時の取扱い）、第72条（委託者が実施する補修工事の取扱い）および第51条（受託者の責任の免除）について確認いたします。 第71条第3項および第72条第2項において、委託者が実施する改築や補修工事等の責任は委託者が負うと規定されています。 受託者としては、貴市が実施する更新工事（改築・補修等）の影響に起因して、処理水質等の遵守基準を逸脱する（性能未達成となる）おそれが生じた場合、市への速やかな報告、影響を最小化する運転操作によって可能な限り性能基準の維持に努めるものとします。 受託者が講ずるべき措置を履行したうえで、更新工事に起因して性能基準の未達成が生じた場合には、第51条第1項第4号の「受託者の責務に帰することができない外的要因」に該当すると公正に判断され、ペナルティ（業務委託料の減額）の対象外として取り扱われるものと解釈しておりますが、この認識に誤りはないでしょうか。 可能であれば、「性能未達に関する免責」 </td><td data-bbox="855 1104 1412 2063"> 内容： 遵守基準は、関連事業者への影響や法令等に基づいているため、これを確実に遵守しなければなりません。 しかしながら、大規模な改築工事においては、受託者の責に帰さない事由によりトラブルが発生することもあります。 そのため、予見されるリスクへの対策として、設計ヒアリング段階における市担当者との協議に加え、施工業者決定後の施工計画作成段階等において、市担当者・施工業者・受託者の三者で十分な事前協議を実施することが重要と考えます。 このような協議を通じて、あらかじめ責任の所在を明確化し、トラブルが発生した際には受託者のペナルティの対象となるか否かを個別に判断します。なお、要求水準書並びに契約書（案）は原文のとおりとします。 </td></tr> </table>	内容： 要求水準書（処理場編）第71条（増設時及び改築時の取扱い）、第72条（委託者が実施する補修工事の取扱い）および第51条（受託者の責任の免除）について確認いたします。 第71条第3項および第72条第2項において、委託者が実施する改築や補修工事等の責任は委託者が負うと規定されています。 受託者としては、貴市が実施する更新工事（改築・補修等）の影響に起因して、処理水質等の遵守基準を逸脱する（性能未達成となる）おそれが生じた場合、市への速やかな報告、影響を最小化する運転操作によって可能な限り性能基準の維持に努めるものとします。 受託者が講ずるべき措置を履行したうえで、更新工事に起因して性能基準の未達成が生じた場合には、第51条第1項第4号の「受託者の責務に帰することができない外的要因」に該当すると公正に判断され、ペナルティ（業務委託料の減額）の対象外として取り扱われるものと解釈しておりますが、この認識に誤りはないでしょうか。 可能であれば、「性能未達に関する免責」	内容： 遵守基準は、関連事業者への影響や法令等に基づいているため、これを確実に遵守しなければなりません。 しかしながら、大規模な改築工事においては、受託者の責に帰さない事由によりトラブルが発生することもあります。 そのため、予見されるリスクへの対策として、設計ヒアリング段階における市担当者との協議に加え、施工業者決定後の施工計画作成段階等において、市担当者・施工業者・受託者の三者で十分な事前協議を実施することが重要と考えます。 このような協議を通じて、あらかじめ責任の所在を明確化し、トラブルが発生した際には受託者のペナルティの対象となるか否かを個別に判断します。なお、要求水準書並びに契約書（案）は原文のとおりとします。
内容： 要求水準書（処理場編）第71条（増設時及び改築時の取扱い）、第72条（委託者が実施する補修工事の取扱い）および第51条（受託者の責任の免除）について確認いたします。 第71条第3項および第72条第2項において、委託者が実施する改築や補修工事等の責任は委託者が負うと規定されています。 受託者としては、貴市が実施する更新工事（改築・補修等）の影響に起因して、処理水質等の遵守基準を逸脱する（性能未達成となる）おそれが生じた場合、市への速やかな報告、影響を最小化する運転操作によって可能な限り性能基準の維持に努めるものとします。 受託者が講ずるべき措置を履行したうえで、更新工事に起因して性能基準の未達成が生じた場合には、第51条第1項第4号の「受託者の責務に帰することができない外的要因」に該当すると公正に判断され、ペナルティ（業務委託料の減額）の対象外として取り扱われるものと解釈しておりますが、この認識に誤りはないでしょうか。 可能であれば、「性能未達に関する免責」	内容： 遵守基準は、関連事業者への影響や法令等に基づいているため、これを確実に遵守しなければなりません。 しかしながら、大規模な改築工事においては、受託者の責に帰さない事由によりトラブルが発生することもあります。 そのため、予見されるリスクへの対策として、設計ヒアリング段階における市担当者との協議に加え、施工業者決定後の施工計画作成段階等において、市担当者・施工業者・受託者の三者で十分な事前協議を実施することが重要と考えます。 このような協議を通じて、あらかじめ責任の所在を明確化し、トラブルが発生した際には受託者のペナルティの対象となるか否かを個別に判断します。なお、要求水準書並びに契約書（案）は原文のとおりとします。		

	について契約書内で明記することをご検討いただけませんか。	
4	議題： ストックマネジメント実施方針（管路施設）について	
	内容： 要求水準書（計画編）3.6「修繕・改築計画の策定」（4）対策範囲の検討では、管きょ以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管・ます、マンホールふた）についても、対策が必要と判定された場合には修繕又は改築を判断すると記載されています。 一方で、要求水準書（計画編）7.8「設計条件項目」においては、マンホールふた、取付管及びますについては診断（異常の程度の評価、緊急度・健全度の判定）の対象外として整理されております。 本業務における管路施設のストックマネジメント計画策定の対象は、「管きょ及びマンホールまで」とし、マンホールふた、取付管及びますについては、調査・診断・修繕改築計画策定の対象外との認識でよろしいでしょうか。 また、対象外とする場合、これら施設に関する修繕・改築計画の検討や概算事業費の算定についても業務範囲外との認識でよろしいでしょうか。	内容： ご認識のとおりです。 要求水準書（計画編）を修正します。
5	議題： 計画策定業務における関連計画について	
	内容： 提案審査基準の評価項目「関連計画への対応方針」及び要求水準書（計画編）8.2「各種計画の策定が必要となった場合」において、関連計画の作成は見直しが必要となった場合は、委託者及び受託者双方で協議の上実施し、業務別委託料が不適当となった場合は業務委託料を変更できるものとされています。 このことから、本業務の履行期間中に、ストックマネジメント計画の検討過程において耐震化計画、耐水化計画、リダンダンシー確保計画その他関連計画の新規作成又は見直しが必要となった場合には、当初提案範囲には含まれない追加業務として整理され、実施内容及び費用について協議の上、契約変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	内容： ご認識のとおりです。